

玉名市地域公共交通計画策定支援業務 仕様書

1. 委託業務名

玉名市地域公共交通計画策定支援業務

2. 業務内容

(1)業務計画

業務の実施方針を定めた業務計画書を作成する。

(2)公共交通体系の現状分析

①市の人口動態・地理的条件・施設立地状況などの把握

市の人口動態や地理的条件、事業所や住宅等の立地状況を整理し、公共交通ネットワークとの関係に留意し GIS 等を活用し可視化する。

②公共交通サービス運行状況の整理

市内で運行されている公共交通の運行状況及び近隣自治体も含めた広域的流動を整理する。

③交通事業者等ヒアリング

鉄道、路線バス、事前予約制乗合タクシー、及び一般乗用タクシーの運行状況や利用状況について、交通事業者等にヒアリングし課題等を明らかにする。また、必要に応じて、公共交通以外の移動サービス提供者にもヒアリングを実施する。

④公共交通以外の移動サービスの状況調査

市内で運行されているスクールバス、福祉輸送等の公共交通以外の移動サービスの提供状況を整理し、公共交通との重複状況や活用可能性を検討する。

⑤玉名市内を運行する路線バス車内に平日・全便乗車し、利用者に対して利用区間や利用目的等についてアンケートを実施し、利用実態等を明らかにする。なお、事前予約制乗合タクシーについては、市より利用状況データを提供し、その分析を行う。各調査結果の分析手法については提案事項とし、様々な交通モードを一元化し、効率的な運行の検討に資する分析を行うものとする。

(3)市民ニーズの把握調査

市民の移動の現況とニーズを把握するため、アンケートを実施する。対象は市内在住の 18 歳以上の住民とし、3,000 通を郵送配布・回収とする。(郵便料は受注者負担とする)回答方法については、郵送に加えて市公式 LINE 又は WEB による回答も可能とする。

(4)公共交通利用者ニーズ調査

公共交通利用者の移動の現況とニーズを把握するため、路線バス・鉄道・事前予約制乗合タク

シーの利用者にアンケートを実施する。

(5)地域公共交通計画の作成

①(1)～(4)を取りまとめ、地域公共交通計画素案を作成する。

②上位計画・個別計画の整理

市の総合計画や立地適正化計画、その他国や県の計画や施策等を整理し、本計画と整合を図る。

③調査結果の分析に基づく課題について整理し、その解決及び今後の地域公共交通のあり方を考慮した基本的な方針・将来構想を提案すること。その上で、本計画に基づく事業の実施により達成を目指す目標、及び達成状況を図る客観的な数値指標を設定する。また、設定した数値目標を達成するために行う具体的な事業の計画とその実施主体、事業スケジュールについて設定する。

④パブリックコメントの実施支援

地域公共交通計画の素案について、市民の意見を徴収するため、パブリックコメントを実施する。受託者は、パブリックコメント用の素案原稿を作成するとともに、寄せられた意見等における回答案の作成及び素案の修正等、パブリックコメントの実施に関する支援を行うものとする。

(6)協議会運営支援

計画の策定に向けた協議の場として、本年度に4回開催(想定)する玉名市地域公共交通会議の運営支援(会議資料作成、会議への出席、議事録作成等)を行う。

(7)報告書作成

上記結果をとりまとめた報告書を作成する。

3. 打合せ協議

本業務の実施に当たっては、担当者と十分に打合せを行った上で業務を進める。また、本業務の打合せ協議は、8回程度(年間)とし、初回と最終打合せには管理技術者が出席するものとする。

4. 成果品

(1)業務の成果品は以下のとおりとする。

①業務報告書(各種調査や業務に係る収集データ等のデータファイルを含む) 1部

②玉名市地域公共交通計画 100部

③玉名市地域公共交通計画【概要版】 100部

④上記成果品の電子データ(CD-R等) 2部

※印刷物として提出するものは、全てA4版とする。

※電子データは、データ加工可能な形式及びPDF形式で納入すること。

(2)業務の成果品の納入先は、玉名市地域公共交通会議事務局(玉名市企画経営部地域振興課)とする。

5. その他

(1)業務内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ事務局の承認を得れば認める。

(2)業務における成果については、全て玉名市地域公共交通会議に帰属するものであり、委託者に承諾を得ずに複製したり、他に公表してはならない。また履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任において処理するものとする。

(3)業務で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(4)業務の遂行で疑義が生じた場合は、事務局と協議の上、別途定めるものとする。

(5)納品後、成果品に瑕疵があることが判明した場合は、受託者が責任をもって是正すること。